

## 4 5 県内企業の賃金の状況はどうなっていますか。

賃金（平均所定内給与額）は 317,300 円となっています。

本県における 2021 年 6 月分の一般労働者（短時間労働者を除く）の賃金（平均所定内給与額※）は、317,300 円（平均 42.0 歳、勤続 12.8 年）となっており、前年と比べると 1.0% 増加しています。男性は 346,400 円（平均 43.0 歳、勤続 14.4 年）、女性は 247,900 円（平均 39.5 歳、勤続 9.0 年）となっています。（表）

年齢階級別にみると、男性では、年齢階級が高くなるとともに賃金も上昇し、50～54 歳で 431.8 千円と賃金がピークとなり、

その後下降しています。女性は、45～49 歳の 270.5 千円がピークとなっています。（図）

※ 所定内給与額とは、労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により 6 月分として支給された現金給与額（きまって支給する現金給与額）のうち、超過労働給与額（①時間外勤務手当、②深夜勤務手当、③休日出勤手当、④宿日直手当、⑤交替手当として支給される給与をいう。）を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいう。

### グラフでみてみよう

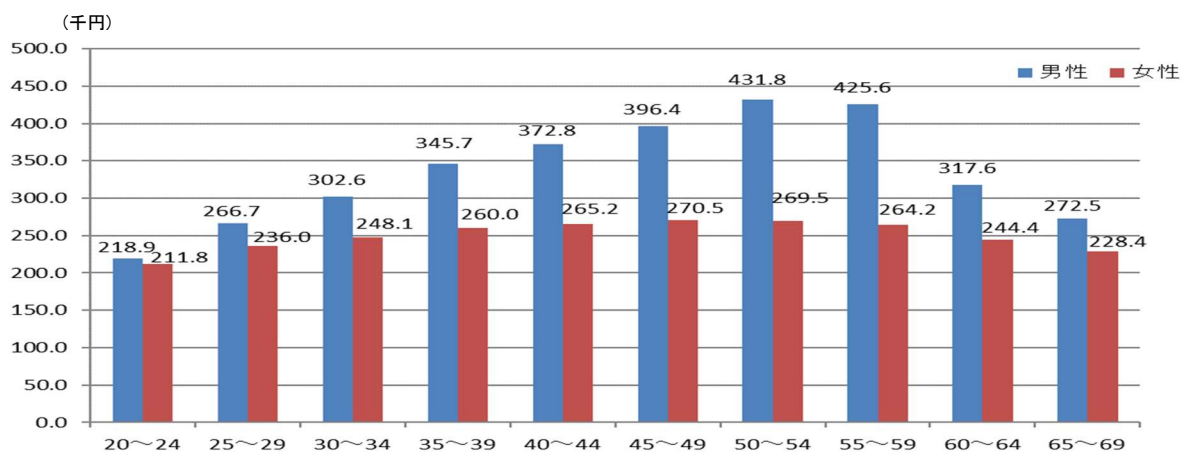
#### ● 性別賃金及び対前年増減率の推移（表）

年	男女計		男		女	
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)
平成29年	318.3	1.2	345.0	1.1	252.4	2.6
平成30年	322.4	1.3	349.9	1.4	250.9	△ 0.6
令和元年	318.5	△ 1.2	344.7	△ 1.5	252.6	0.7
令和2年	314.1	△ 1.4	341.7	△ 0.9	254.1	0.6
令和3年	317.3	1.0	346.4	1.4	247.9	△ 2.4
令和3年 年齢（歳）	42.0		43.0		39.5	
勤続年数（年）	12.8		14.4		9.0	

注：令和2年より推計方法を変更しているため、これまでの公表値との比較には注意が必要。

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

#### ● 性・年齢階級別賃金（図）



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」